

会 議 録

会議名称	令和4年度 目黒区特別職報酬等審議会（第2回）
日 時	令和4年11月7日（月）午前10時～午前11時
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員）吉岡会長、荘島会長職務代理者、今井委員、小川委員、郡委員、松崎委員、松本委員、依田委員 （区側）総務部長、総務課長、事務局
傍聴者	なし
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会（第2回）次第、第1回会議録 目黒区特別職報酬等審議会資料 1、2
会議次第	○審議会 1 開会 2 資料の内容説明 3 審議（質疑応答） 4 今後の進め方 5 閉会
内容及び 主な発言	<p>1 会長があいさつした。</p> <p>2 事務局から、配付資料（審議会の論点整理等）について内容説明を行った。</p> <p>3 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 ただ今の説明について、何か質問はあるか。 ・ 委員 本審議は、来年を見据えた報酬改定の審議という認識でよいか。 → 条例の議決が本年12月となるため、本審議会の答申が反映されるのは、最短でその翌月である令和5年1月からということになる。 ・ 委員 つまり令和4年中に支払った給与については遡って反映することはないか。 → 特別職については、これまで給与改定を年度当初に遡って反映させてこなかった。 なお、一般職員については、人事委員会勧告が4月時点での給与を民間と比較している観点から基本的に4月に遡る取扱いとなる。 ・ 会長

一般職員は月例給の増額勧告が出ているが、若手のみが増額になるという認識で間違いないか。

→ 今回の人事委員会勧告の月例給の改定では、給料表のうち、月例給が低額の職員のみを改定する形となっている。

給料表上、低額な位置づけになっているのが、いわゆる若年層職員であり、入庁した年齢により若干の誤差はあるが、概ね35歳くらいまでの年齢層の職員が増額になる改定となっている。

- ・ 会長

特別区であれば、どこの区も同様の改定になるのか。

→ 通常、市等であれば市ごとに人事委員会を持っているが、特別区の場合は、23区で共同設置の人事委員会となっているため、全ての区が同一の改定勧告を受けている。

- ・ 委員

各区の財政状況は関係なく、全て一律の改定勧告となっているのか。

→ その通りである。なお、特別区においては都区財政調整制度により財源調整を行っており、各区の財政状況によるばらつきが出ないように調整を行っている。

また、職員団体・労働組合についても23区で統一して交渉を行っているため、交渉の影響も各区で同様に及ぶこととなる。

- ・ 会長

それでは、審議に入る。

一般職員の月例給及び期末手当について、特別区の人事委員会勧告を踏まえて、現在、労使交渉中とのことであるが、本日の配付資料には改定試算も示されている。

これらを踏まえて、議員報酬及び区長等特別職の給料等について、職員に準じて、改定すべきか否か、試算もご確認いただいた上で、皆さんのお考えをお聞きしたい。

- ・ 委員

前回、今後区の歳入の大幅な増が見込めないことと施設の立て直し等により歳出経費も増加していく見通しであるとの話があった。また、現在においても約7億円の財政調整基金を取り崩さざるを得ない状況が見込まれることを踏まえると、一般職員の月例給は若年層のみの増額改定勧告であるため、特別職の月例給は据え置くことが妥当であると考えます。

期末手当については、区の財政状況を考慮すると、増額するかどうか悩ましいというのが率直なところである。

- ・ 委員

人事委員会勧告が若年層を対象とした月例給の増額改定としていることを考えると、特別職の月例給は据え置くことが妥当であると考えます。

期末手当については、区の財政状況を考慮した上で、改定するか否かを判断すべきである。

- ・ 委員

月例給については若年層を対象としているため、据え置きはやむをえない部分もあるかと思うが、近年の物価高等の影響もあるため、期末手当については可能な限り勧告に沿って増額改定をすることが望ましい。

- ・ 委員

他の委員の意見と同様、月例給の据え置きはやむを得ないと考える。

- ・ 委員

来年度以降、学校施設の改修等により経費が掛かってくることを踏まえると、他の委員の意見と同様になる。月例給の据え置きはやむを得ないと考える。

- ・ 委員

身分保障の観点や仕事内容を考えると、現在の特別職の給与は少し安いと感じるが、突出した増額をすることは難しいと思うので、人事委員会勧告に沿った改定でよいかと思う。

- ・ 委員

特別職についても、労働者の一部であることを考えると、職責に応じてその給与は年々引き上げていくべきであると考えている。

一般企業においては、コロナ禍や物価高に対応した手当を支給しているケースもある。区でそういった手当を別途支給することは難しいと思うので、それを踏まえると、特別職の月例給については、引き上げることが妥当であると考えている。

- ・ 会長

各委員からの意見が出揃ったので、本審議会としての判断を取りまとめることとする。

まず、月例給についてであるが、資料1の別表1と別表2に月例給を引き上げた場合と据え置いた場合の試算額が示されている。

一部の委員から月例給を引き上げるべきとのご意見はあったが、今回の人事委員会勧告では若年層の人材確保等の観点から若年層の月例給を引き上げる旨の勧告が出ている。

その点を踏まえると、多数の委員から意見があったように、月例給については、据え置くことが妥当であると考えているがいかがか。

また、特別給については一部の委員から、区の財政状況を考え、据え置くことを検討すべきとの意見はあったが、特別職の職責を鑑みて、また、これまで一般職員の改定に合わせてきたという経緯を踏まえると、一般職員と同額の改定が妥当であると考えているがいかがか。

- ・ 委員

一般区民から見ると、私たちは変わらないのにといいながら持たれてしまう

部分あるのではないか。

→ 最低賃金が31円上昇していることや物価高により生活費が圧迫していることから、労使交渉の中でも、さらなる賃金アップが求められているところではあるが、財源の確保等の面からそういったご意見があることも十分に承知している。

一方で、人事委員会勧告については、これまでも原則としてその勧告に準拠した改定を行ってきているところである。

- ・ 委員

区民の中でも高齢者の年金受給額は減額となっていることもあるので、月例給の据え置きについては妥当であると考え。そのように審議会の意見をまとめるといいのではないか。

- ・ 会長

施行時期についてはどのようになるのか。

→ 特別職はこれまで遡ることをしていないため、通常、12月の議会に諮り、翌年1月から施行という形になる。

しかしながら、今回の人事委員会勧告においては、従来は3月にも支給をしていた特別手当を令和5年度以降は、6月と12月の2回にすることが示されている。

今回の審議を受け、特別給の引き上げと3月支給の廃止を令和5年1月から施行した場合、令和5年3月の支給がなされなくなってしまうことから、1月施行は不相当であると考えている。

従って、今回の改定を月例給据え置き、特別給引き上げとする場合については、令和5年度からの施行が妥当であると考え。

- ・ 会長

今の説明を考慮すると、施行時期は令和5年4月1日からが妥当であると考えが、いかがか。

(委員から「異議なし」の声)

4 会長から、今後の進め方について説明があった。

- ・ 会長

本日の審議結果を踏まえて、答申案のたたき台を事務局に作成していただき、次回改めてお示しすることとしたい。その上で答申を確定し、労使交渉の妥結状況を踏まえて、区長へ答申する段取りとしたいがいかがか。

(委員から「異議なし」の声)

- ・ 会長

その他、意見等はあるか。

- ・ 委員

今回の改定を月例給据え置き、特別給を0.10月引き上げた場合、全議員

	<p>及び特別職の給与は総額でいくら増額となるか。</p> <p>→ 概ね350万円の増額と試算している。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会長 第3回の審議会は11月21日（月）午後1時から、この会場で開催する。 <p>5 会長から閉会の宣言があった。</p>
--	---